

- 制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外牽引の許可事務取扱要領の制定について（例規）

（令和 7 年 3 月 17 日付け香交規第 40 号）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく制限外積載等の許可については、「制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の許可事務取扱要領の制定について」（令和 4 年 4 月 15 日付け例規香交規第 74 号。以下「旧例規」という。）により運用しているところであるが、道路交通法一部改正によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、新たに別添の「制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外牽引の許可事務取扱要領」を定め、令和 7 年 3 月 24 日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外牽引の許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条第1項に規定する設備外積載許可、同条第2項に規定する荷台乗車許可、第57条第3項に規定する制限外積載許可及び第59条第2項に規定する制限外^{けん}牽引許可（以下総称して「許可」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 申請、受理及び審査

1 許可申請者

- (1) 許可申請者は、申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が2人以上ある場合で、申請書の申請者欄に連記できないときは、その主たる運転者を申請者とし、他の運転者については、別記様式第1号の運転者一覧表を申請書に添付させるものとする。
- (2) 運転者一覧表には、申請者以外の運転者の氏名、住所、運転免許の種別及び免許証番号又は免許情報記録の番号を記入させること。

2 許可申請

- (1) 許可申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条及び第8条の5並びに道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）第17条に定めるところにより、申請書2通を出発地を管轄する署長に提出させるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他許可の審査に必要な書類の添付を求めるものとする。
- (2) 同一車両につき、制限外積載許可のほか設備外積載許可又は荷台乗車許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該設備外積載許可又は荷台乗車許可に係る事項を併せて記載させることができる。
- (3) 申請書の記載事項を変更させる必要がある場合は、許可条件により変更することなく、申請書の当該記載事項を訂正させ、又は

当該申請書を取り下げて、新たな申請書を提出させること。

3 受理

申請書の提出を受けたときは、別記様式第2号の制限外積載等申請受理簿に所要事項を記載するものとする。

4 許可の単位

許可は、原則として1回の運転行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復、継続される運転行為については、次の要件のいずれにも該当する場合に限り、包括して1回の運転行為とみなして処理することができる。

- (1) 車両が同一車両であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

5 許可の期間

許可の期間は、当該車両による1回の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、制限外積載許可の場合で、4のただし書に該当する場合にあっては、1年以内とする。

6 審査

(1) 審査の項目

審査は、次に掲げる項目について行うこと。

- ア 申請書の記載内容の適否
- イ 申請車両の構造上の適否
- ウ 積載、乗車又は牽引方法の適否
- エ 転落等防止措置の適否
- オ 運転の期間及び運転経路の適否
- カ 積載物の分割の可否
- キ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(2) 審査の方法

審査に当たっては、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行う。

(3) 特殊車両通行許可証等の確認

申請車両の構造、運転経路等から交通の安全と円滑を図るため次に掲げる書面について確認し、許可の取扱いの参考とすること。

ア 特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）別記様式第2）

イ 自動車検査証記録事項が記載された書面

第3 審査基準等

1 制限外積載

(1) 対象

制限外積載許可は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条及び第23条並びに細則第14条に規定する積載物の重量、大きさ及び積載の方法の制限を超える貨物を運搬する場合で、他に方法がないと認められる場合に限り、行うものとする。なお、積載物の重量については、令第22条第2号及び第23条第2号並びに細則第14条第2号の制限を超えることとなる場合は、原則として制限外積載許可をしてはならない。

(2) 審査基準

審査基準は、道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号。以下「実施規程」という。）第20条に定めるところによるものとし、別表の「制限外積載審査基準及び測定方法」を参考とすること。

2 設備外積載

(1) 対象

設備外積載許可は、次のいずれかに該当する場合で、他に積載の方法がないと認められる場合に限り、行うものとする。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合

ウ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

(2) 審査基準

審査基準は、実施規程第13条に定めるところによる。

審査の際には、次に掲げる事項について特に留意すること。

ア 法第55条第2項の規定に抵触しないほか、転落し、又は飛散するおそれのない積載方法であること。

イ 原則として令第22条第2号及び第23条第2号に規定する積載制限を超えないこと。

3 荷台乗車

(1) 対象

荷台乗車許可は、次のいずれかに該当する場合で、他に輸送の手段がないと認められる場合に限り、行うものとする。

ア 貨物の積卸しに必要な最小限の人員を輸送するとき。

イ 災害、事故等の発生時に傷病者、応急作業に従事する者等を搬送するとき。

ウ 公共交通機関が停止している場合において通勤者等を搬送するとき。

エ その他公益上又は社会通念上やむを得ないと認められるとき。

(2) 審査基準

審査基準は、実施規程第 15 条に定めるところによる。

4 制限外牽引

(1) 対象

制限外牽引許可は、法第 59 条第 2 項ただし書の規定に該当する場合において、他に運搬の方法がないと認められる場合に限り、行うものとする。

(2) 審査基準

審査基準は、実施規程第 24 条に定めるところによる。

第 4 調整

1 関係機関等との調整

(1) 道路管理者との連携

署長は、許可に係る車両の通行が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定する通行許可を必要とする場合は、当該通行許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

(2) 合同会議の開催等

署長は、審査基準を超える許可に係る運転行為で、通行止め等の交通規制を必要とする許可にあつては、事前に運輸、道路管理者等の行政機関及び運輸業者等による合同会議を開催し、運転経路における交通の安全と円滑、運搬中の交通事故防止等について必要な申し合せを行うように努めなければならない。

2 交通規制課との調整

(1) 署長は、許可の申請に係る積載物の長さ、幅、高さ及び積載重量並びに積載の方法が審査基準を超えることとなる場合であつて、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通規制課と協議しなければならない。

- (2) 署長は、2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載許可の取扱いに際しては、交通規制課との連絡を密に行い、当該運転経路における道路及び交通の状況を把握して制限外積載許可の可否を判断するように努めなければならない。

第5 許可の条件

制限外積載許可、設備外積載許可及び荷台乗車許可に付する条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号に定めるものとして、次に掲げる事項のうち、必要と認める許可条件を付すものとする。

制限外牽引許可に付する条件は、次に掲げる事項のうち、必要と認める許可条件を付すものとする。

1 制限外積載

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 通行する時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車または整理車を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) 積載物の固定方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) その他道路における交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

2 設備外積載

1の制限外積載に準じて取り扱うものとする。

3 荷台乗車

- (1) 荷台の内部にロープ、材木等により安全設備を設けること。
- (2) 乗車する者は、荷台に座り、かつ、身体の一部を車体の外に出さないこと。
- (3) 乗車する者のうちから責任者を定め、運転者との連絡及び乗降時の誘導整理に当たらせること。
- (4) その他荷台に乗車する者の事故防止、道路における交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

4 制限外牽引

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 通行する時間帯の指定に関する事項
- (3) 先行車、先導車、後方警戒車及び整理車を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) その他道路における交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

第6 許可証の作成及び交付

1 許可証の作成

- (1) 署長は、審査基準を満たしていると認めるときは、許可年月日、許可番号、条件等を記載した許可証を作成し、制限外牽引以外の許可証については署長印、制限外牽引の許可証については公安委員会印を押すこと。
- (2) 署長は、許可証の一部である添付書類があるときは、毎葉に割印（制限外牽引以外は署長印、制限外牽引は公安委員会印を用いる。以下同じ。）を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。
- (3) 署長は、第5の規定により許可条件を付す場合において、許可証とは別に条件を記載した書面（以下「条件書」という。）を作成したときは、当該許可証と条件書とに割印として署長印又は公安委員会印を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。

2 許可証の交付

申請者に許可証を交付するときは、受領者の氏名を確認して、制限外積載等申請受理簿に交付年月日及び受領者の氏名を記載するものとする。

第7 不許可処分

- 1 署長は、許可を行うことが不適当と認めるときは、当該申請書の右余白に「不可」と朱書きするとともに、別記様式第3号の不許可通知書を作成し、申請者に交付するものとする。この場合において、制限外積載等申請受理簿の備考欄にその旨を記載するものとする。
- 2 不許可通知書を交付するときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立ての方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の方法について、書面により教示するものとする。
- 3 署長は、不許可処分の決定をしたときは、速やかに交通規制課長に通報するものとする。

第8 交番及び駐在所における制限外積載許可の申請

制限外積載許可の申請は、細則第15条第1項に定めるところにより、当該車両の出発地を所管区とする交番又は駐在所で行うことができる。

車両の種別	積載物の長さ（限界）	積載物の幅（限界）	積載物の高さ（限界）	積載重量	測定方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	1 自動車の長さとその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。 2 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが 16.0m(セミトレーラ連結車は 17.0m、フルトレーラ連結車は 19.0m、ダブルス連結車は 21.0m)を超えることとなつてはならない。 3 自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 3 の長さを超えてはみ出さないこと。 4 超過する長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測定した貨物全体の全長から、自動車の長さとその 10 分の 2 を加えたものを減じた数値とする。	1 自動車の幅に 1.0m を加えたもの。 ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が 3.5m を超えることとなつてはならない。 2 自動車の車体の左右から 0.5m を超えてはみ出さないこと。	1 4.3m（三輪の普通自動車及び規則第 7 条の 16 に規定する自動車にあっては 3.0m）から自動車の積載する高さを減じたもの。 2 制限を超える高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測定し、当該高さから 3.8m（三輪の普通自動車その他の普通自動車で令第 22 条第 3 号ハで定めるものにあっては 2.5m）を減じたもの。	・令第 22 条の制限を超えないこと。 ・自動車検査証の記載範囲	（長さ） 車長 l 積載長 L 超過長 $(a+b) = L - (l + 2l')$ 制限を超える長さ 前 a 後 b （幅） 車幅 w 積載幅 W 超過幅 $(a+b) = W - (w + 2w')$ 制限を超える積載幅 右 a 左 b （高さ） 積載高 $= H - \text{荷台高 } h$ 制限を超える高さ (h) は $H - h'$（車種によって 3.8m、3.0m、2.5m）
小型特殊自動車	1 自動車の長さとその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。 2 自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 3 の長さを超えてはみ出さないこと。	1 自動車の幅に 1.0m を加えたもの。 2 自動車の車体の左右から 0.5m を超えてはみ出さないこと。	1 2.5m から自動車の積載する場所の高さを減じたもの。 2 制限を超える高さは、地上から当該貨物の最上端までの高さを測定し、2.0m を減じたもの。	・500kg を超えないこと。	
自動二輪車	1 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 2 乗車装置又は積載装置（特定自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さ以下であること（側車付きのものを除く。）。 3 側車付きのものについては、自動二輪車の長さとその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。	1 積載物を積載した状態の自動二輪車及び積載物全体の幅が当該自動二輪車の幅を超えないこと（特定自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から 0.5m を超えてはみ出さないこと。）。 2 側車付きのものについては、自動車の幅に 1m を加えたものの以下であること。ただし、自動二輪車に貨物を積載した状態における自動二輪車を含めた全体の幅が 3.5m を超えないこと。	1 2.5m から自動二輪車の積載する場所の高さを減じたもの。 2 制限を超える高さは、地上から当該貨物の最上端までの高さを測定し、2.0m を減じたもの。	・積載装置を備えるもの 60kg ・牽引されるリヤカー 120kg	
原動機付自転車	1 乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さ。 2 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。	1 原動機付自転車の幅を超えないこと。 2 リヤカーを牽引する場合は、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に 1.0m を加えたもの（積載装置の左右から 0.5m を超えてはみ出さないこと。）。	1 2.5m から原動機付自転車の積載する場所の高さを減じたもの。 2 制限を超える高さは、地上から当該貨物の最上端までの高さを測定し、2.0m を減じたもの。	・積載装置を備えるもの 30kg ・牽引されるリヤカー 120kg	
その他制限 （瀬戸中央自動車道）	・単車 12.0m ・フルトレーラ 18.0m ・セミトレーラ 16.5m ・ダブルス 21.0m ・最小回転半径 12.0m	・車両の幅 3.2m	・車両の高さ 4.3m	・軸重 10t ・輪荷重 5t	
（NEXCO 西日本）	・単車 12.0m ・セミ・フルトレーラ 18.0m（車台からはみ出すもの） ・セミ・フルトレーラ 21.0m（車台からはみ出さないもの） ・最小回転半径 12.0m	・車両の幅 3.0m	・車両の高さ 4.1m	・軸重 10t ・輪荷重 5t	
特殊車両の通行許可	車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条に規定する範囲を超える場合は、道路管理者の通行許可が必要（国道は、国土交通省香川河川国道事務所、県道は、香川県土木事務所に申請） ・単車長さ 12.0m 以上 ・最小回転半径 車両の最外輪のわだちについて 12.0m ・高速自動車道を通行するセミトレーラ車 16.5m ・車両の幅 2.5m ・高さ 3.8m ・重量（総重量 20t、軸重 10t、輪荷重 5t） ・バン型のセミトレーラ連結車及びコンテナ用のセミトレーラ連結車の総重量の最高限度：高速自動車国道を通行するものにあっては、34t 以下、その他の道路を運行するものにあっては、27t 以下				

別記様式第1号（第2関係）

運 転 者 一 覧 表

番 号	氏 名	住 所	免許種別	免許証番号又は 免許情報記録の 番号

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

制 限 外 積 載 等 申 請 受 理 簿 ()

申請 種別	受理 番号	受理日	申 請 者		車両番号	許可期間			許可番号	交付日	受領者	備 考
			住 所	氏 名		自	月	日				
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		
		/				自	月	日		/		

備考 1 申請種別欄には、1：制限外積載、2：設備外積載、3：荷台乗車、4：制限外牽引の区分を記載すること。
2 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

住所

殿

警察署長 印
香川県公安委員会 印

不 許 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 許可については、下記の理由により許可しないので通知する。

記

不 許 可 の 内 容	
不 許 可 の 理 由	